

Title	債権の準共有について
Sub Title	On the quasi co-ownership of claim right
Author	松尾, 弘(Matsuo, Hiroshi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2018
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.91, No.2 (2018. 2) ,p.255- 284
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	犬伏由子教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20180228-0255

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

債権の準共有について

松尾弘

- 一 問題の所在
- 二 立法の沿革
- 三 学説
- 四 裁判例の検討
- 五 結語

一 問題の所在

債権が、譲渡・相続等の様々な原因により、複数の者に帰属する場合、各債権者はどのような権利をもつであろうか。この問題に関して民法は主として二つの箇所規定を設けている。一方で、債権の共同的帰属に関し、民法第二編「物権」・第三章「所有権」・第三節「共有」に関する規定は、数人で所有権以外の財産権を有する場合に準用するものとされている（民法二六四条本文）。ただし、法令に別段の定めがあるときは、この限りでない〔民法

二六四条ただし書)。いわゆる準共有である。準共有が認められる権利には債権も含まれると解されている。⁽¹⁾また、条文に規定はないものの、債権の共同的帰属形態として、債権の準共有ないし共有的帰属のほかに、債権の準含有ないし合有的帰属、および準総有ないし総有的帰属を肯定する見解もある。⁽²⁾

他方で、民法第三編「債権」・第一章「総則」・第三節「多数当事者の債権及び債務」は、分割債権・不可分債権・連帯債権について規定している（民法四二七条、四二八条、四二九条、四三二条、四三二条ノ二、四三五条の二）。ここでは、各債権者が債務者に対して行使する債権の効力（対外的効力）、各債権者の債権について生じた事由が他の債権者の債権に対して及ぼす影響、弁済等を受けた債権者に対して他の債権者がどのような権利をもつか（対内的効力）が問題となる。⁽³⁾

しかし、債権の共同的帰属のルールと、多数当事者の債権関係のルールがどのような関係に立つかについては、明確な解釈法理が確立されているとはいえない。その結果、後述するように、共同相続財産に属する債権が相続人の間でどのように帰属するか（当然分割帰属か、遺産分割の対象となるか）、不可分債権者が債務者から受領した給付に対し、他の債権者がどのような権利をもつか等をめぐり、今なお議論が続き、紛争も生じている。⁽⁴⁾

こうした状況を踏まえ、本稿は債権という財産権の共同帰属の問題と債権者が複数の場合の債権の効力の問題がどのように絡み合っているか、両者を架橋しうる一般法理の構築が可能かどうかを検討するものである。

二 立法の沿革

1 準共有——民法二六四条——

法典調査会において、富井政章は、現行民法二六四条の原案二六四条「本節の規定は数人にて所有権以外の権

利を有する場合に之を準用す但法令に別段の定あるときは此限に在らず」(現行法と実質的に同じ内容)につき、「数人が所有権以外の権利を有すると云ふことは稀な場合でありますが随分占有権其他の権利に付てもあることで而して夫等の権利の中に於きまして数人が共有するときは此節に掲ぐる所の規定の中で随分当嵌まるものがある殊に使用に関する事柄は幾らもありません夫れを一々各権利に付て言ふのは煩はしい」と説明している。⁽⁵⁾ここでは、具体的に本条の対象となる権利を例示してはいないが、準用される共有規定としては、「使用に関する事柄」を挙げている点が注目される。

また、富井は、「所有権以外」という意味が、「物権外」という意味かどうかという土方寧の質問に答えて、「債権もあります」としたうえで、「債権は或は契約の効果とか或は権利の性質とか云ふ方から本条の適用を為すことが出来ぬと云ふ場合が多いでありませう」とも述べている。⁽⁶⁾もつとも、ここでは「法令」の別段の定めのない⁽⁷⁾として、多数当事者の債権関係の規定を挙げることはしていない。⁽⁷⁾

2 多数当事者の債権——民法四二七条ほか——

(1) 分割主義の原則

「多数当事者の債権及び債務」(現行民法四二七条、四六五条の一〇)の表題は、法典調査会において富井政章が、元々「債務の変態」としていた表題(選択債務等を含んでいた)を、不可分債務・連帯債務・保証債務を中心内容として再編した際に、「多数当事者の債権」という表題に提案し直したことに由来する。⁽⁸⁾

その最初の条文である現行民法四二七条の原案四二八条「数人の債権者又は債務者ある場合に於て別段の定なきときは各債権者又は各債務者の「ママ」平等の割合を以て権利を有し又は義務を負う」(現行法と実質的に同じ内容)については、やはり法典調査会において富井が、「債権者又は債務者が数人ある場合に於て其頭数丈けに

権利義務が分けるとするが宜いか悪いかと云ふ問題で即ち本条は其問題を決したのであります分割せしむる方に決したのであります」と説明している。⁽⁹⁾

その際、富井はこの立場を「分割主義」と表現している。この分割主義の意義に対し、土方寧は、債権者と債務者の双方が複数の場合について、例えば、債権者甲乙が債務者丙丁に対して一〇〇円の債権をもっていた場合、甲の債権は五〇円、乙の債権は五〇円、丙の債務は五〇円、丁の債務も五〇円であるが、甲が丙に請求して五〇円の支払を受けたものの、乙が丁に請求したところが丁は無資力であったときは乙は損をしなければならぬのかどうかを問うている。⁽¹⁰⁾ これに対し、富井は、「既に債権債務が頭数に依て割れると言へば債務者の一人が無資力になれば其損失は債権者が損失を受くる……其理屈は債権者が二人あつても少しも変わらぬ」と答えるにとどまり、甲乙間の関係（乙が甲に二五円の返還請求権をもつか否か等）には触れていない。⁽¹²⁾

このように、立法段階においては、債権者が多数の場合における債権の効力の問題と、債権の帰属の問題とは、両者の関連性の詳細について当初から意識する形では議論されていなかったとみられる。現行民法四二七条については、平成二九（二〇一七）年の民法改正の準備過程で、債権の目的が「性質上可分」であるときは、各債権は分割債権になるとする改正案が提示されたが、最終的に同文言を付加することなく、改正前四二七条が維持されたことが注目される。⁽¹³⁾ 民法四二七条は、債権者が複数あるときに、各債権者の債権の行使方法について定められたものであるが、それがさらに個々の債権者への債権から生じる利益の最終的帰属まで定めたものと解しうるかは議論の余地がある。債権から生じる利益の最終的帰属の決定は、共有の法理の一部である、共有物分割手続（民法二五六条―二六一条）に従い、第一次的には共有者間の合意による（民法二五八条一項）と解する余地がないか、検討を要する問題である。⁽¹⁴⁾ しかし、立法過程では、この点が明確に意識され、議論が詰められることはなかったように思われる。

(2) 不可分債権と連帯債権

現行民法の制定過程では、債権者が複数ある場合の分割主義の原則に続き、不可分債権の効力・債権者の一人について生じた事由の効果・可分債権への変更に關する規定（現行民法四二八条・四二九条・四三二条、原案四二九条・四三〇条・四三二条）⁽¹⁵⁾が設けられた。これに加え、連帯債権の規定を置くべきか否かについては、法典調査会において富井政章が、「債権者間の連帯は實際殆ど行はれないものであるに依て法律の規定を設くるの必要もないと云ふことは既に予決問題を議するときに極まつたことでありますから債権者間の連帯に關する規定は置かないことにしました」と説明している。⁽¹⁶⁾これに対し、平成二九（二〇一七）年の民法改正で、不可分債権を「債権の目的がその性質上不可分である場合において、数人の債権者があるとき」と再定義する一方（民法四二八条）、「債権の目的がその性質上可分である場合において、法令の規定又は当事者の意思表示によつて数人が連帯して債権を有するとき」を連帯債権と定義し（民法四三二条）、その効力（民法四三二条）、連帯債権者の一人について生じた事由の効果（民法四三三条～四三五条の二）に關する規定が新設された。⁽¹⁷⁾

しかし、これら不可分債権および連帯債権の規定が、分割債権の原則（分割主義。前述(1)）とどのような関係にあるか、一定の例外則であるとしても、どの範囲の例外か、債権の準共有との関係ではどのように位置づけられるのか、立法過程では明確に意識されていなかったようにみえる。

三 学 説

1 多数当事者の債権関係を債権の準共有の特則とみる見解

債権の準共有と多数当事者の債権関係との関係について、学説上の解釈は多様である。梅謙次郎は、準共有に関する民法二六四条が予定する「所有権以外の財産権」の例として、著作権、鉱業権を挙げ、「法令」の別段の定めとしてそれぞれ著作権法（明治三二年法律三九号）、鉱業法（明治三八年法律四五号）を例示する一方で、「債権の共有」については、民法四二七条の規定があるために「大に他の共有と趣を異にし実際共有なきに同じきを原則とす」と解している。⁽¹⁸⁾ 梅によれば、民法四二七条は「羅馬法の主義」を採用し、「債権は原則として各債権者に分属すべきこと」を明らかにしたもので、その「例外」として——つまり、「分属」しない場合として、「純然たる共有の状態」にある——不可分債権に関する民法四二八条・四二九条が設けられたものとみる。それゆえに、これらの規定により、「債権の共有に付ては皆別段の定ありと謂ひて可なり」とする。⁽¹⁹⁾ その結果、債権の準共有に関しては、これらの特則が優先適用され、共有に関する規定の適用は排除されることになる。⁽²⁰⁾ このように、民法債権編の多数当事者の債権関係を債権の準共有ないし共有の帰属の特別類型と捉える見方を支持する学説は、通説化した。⁽²¹⁾

2 債権の種類・内容に応じて規定の適用場面が異なるとみる見解

同じく債権といっても多様な種類のものがあり、また、一つの債権についても様々な側面がある。例えば、賃借権・使用借権のような用益的債権については準共有が認められるとし、通常の債権（例えば、数人が馬一頭の引渡請求権をもつ場合）についても、「債権の内容・効力など」については不可分債権の規定による一方で、「債権

に対する支配の面」(当該共有債権から生じる収益・利息等の天然果実・法定果実の分配、共有債権の保存・利用方法の決定、費用の負担、処分等)に関して、債権の準共有を認め、共有規定の準用によるべきであるとする。そうであるとすれば、準共有の規定と多数当事者の債権関係の規定は「それぞれ適用場面を異にし、優先・劣後関係にあるものではない」ことになる²²⁾。もっとも、さらに進んで、なぜ有益的債権については準共有が認められるか、例えば、共有物を賃貸した場合の収益である賃料債権は不可分債権になるのではないか、あるいは共同賃借人の使用・収益請求権のように目的物の利益に対する利用請求権については準共有を認めるという趣旨か、そして、そもそも区別の基準である「債権に対する支配の面」と「債権の内容・効力など」とは法理上どのような関係にあるのかについては、それ以上立ち入って明確にされていない。

3 債権の準共有と多数当事者の債権関係を別レベルの制度と捉える見解

これに対し、債権の共同的帰属(準総有、準共有、準共有)という物権法レベルの問題と、多数主体の債権関係という債権法レベルの問題との相違を明確に意識し、強調する見解もある。すなわち、①債権の共同的帰属の関係は、物権法上の共同所有の観念を債権法に持ち込んだものであり、一個の債権が(譲渡、相続等によって)数人に帰属する場合であるのに対し、②多数当事者の債権関係は、初めから主体の数だけの債権が多数主体に付属するものとしての法律関係であるとする。その結果、「通説が、多数当事者の債権関係の諸形態を、債権の共有的なものの中の類型である……とすることに問題が残りそうである」とする²³⁾。つまり、①債権の共同的帰属についての規律に対し、②多数当事者の債権についての規律がその特則であるとは単純にいえず、①に関する問題について、②の規定では対処できない問題が生じることを排除できない。例えば、金銭債権が共同相続されても当然分割帰属とならないときは、民法二六四条を適用して準共有として処理する余地がある²⁵⁾。もっとも、この見

解は、①と②のレベルの相違を一般的に指摘するにとどまり、両者が具体的にどのような関係にあるかについて、各論的議論は展開していない。

4 小 括

以上に概観した立法沿革および学説を踏まえて再検討すると、第一に、多数当事者の債権関係に関する規定が債権の共有的帰属に関するすべての規律対象をカバーしていることとみることは困難であるといえる。実際、債権の共有的帰属が問題になる事案では、多数当事者の債権関係の規定のみでは対処しきれない問題が生じている。例えば、――

①債権について数人の債権者がある場合において、債権者間に別段の意思表示がないときは、各債権者は平等の割合で債務者に対して履行を請求し、給付を受領することができる（民法四二七条）。この場合において、債権者間の内部関係も平等であれば、各債権者は受領した給付を自己に帰属させることができる。これについては、民法二五〇条を適用する必要はないとされる⁽²⁶⁾。しかし、内部関係が平等でない場合（例えば、共有持分が平等でない共有物を売却して取得した代金債権等）は、自己の取得できる以上の弁済を受領した債権者は、他の債権者に分与する義務を負うものと解される⁽²⁷⁾。しかし、これについての定めは多数当事者の債権関係の規定に存在しない。しかも、ここでは民法四二七条の分割債権の原則が内部関係における給付の分割まで当然に含むものではないことが示唆されている。

②可分債権であっても、共同相続された預貯金債権のように、複数の債権者に当然分割帰属するものとは認められない場合⁽²⁸⁾、多数当事者の債権関係の規定によっては処理することができない。この場合、債権の準共有（民法二六四条）として、共有規定に従って問題を処理する必要がある⁽²⁹⁾。

③債権の目的給付が性質上不可分である不可分債権または法令の規定もしくは当事者間の意思表示によって連帯とされた連帯債権の場合に、単独で履行を受けた債権者は、他のすべての債権者に対し、内部関係の割合（特別の事情がなければ平等）に応じて受領した給付を分与すべきであると解されている。³⁰⁾しかし、これについて多数当事者の債権関係には規定がない。通説的見解は、「民法に規定はないが当然のことであろう。その割合は、各場合の事情によって決すべきものであるが、特別の事情がなければ平等と推定すべきである」とするが、説明としては根拠が稀薄であるように思われる。むしろ規定がない場合には、共有に関する民法二五〇条が適用され、「各共有者の持分は、相等的しいものと推定される」ことに基づいて処理されると解すべきであろう。

このように、多数当事者の債権関係の規定は、民法の共有規定を全面的に代替するものとみること（前述1）は困難である。では、①物権編における共有関係の規定と、②債権編における多数当事者の債権関係の規定とは、規律の視点が異なり、①は一個の債権が複数主体に帰属する関係を規律し、②後者は債権者の数だけ存在する債権相互の関係を規律したものの（前述2）で、レベルの異なる事態を規律しており、いわば交じり合うことはないものとみるべきであろうか。しかし、前者においても、共有される債権の管理をめぐり、各持分権者の権利の相互関係（単独行使可能か、全員一致を要するか、持分に応じた多数決によるか）が問題になる一方、後者においても、一人の債権者が債務者から受領した給付を内部関係に応じて分配する問題を見捨てることができない。したがって、①と②の規律レベルが異なるとしても、実際に起こる問題においては、①と②の法律関係は常に同時に発生しており、両者間の規律関係を連続的に促えることを通じてより明確なものとする必要がある。

この観点からみた場合、①物権編における共有関係の規定と②債権編における多数当事者の債権関係の規定との規律関係を不明確なものとしている最大の理由は、民法四二七条の分割主義の意義と射程範囲が不明確である点にある。それは、その規定のみで、債権がその性質上もしくは当事者の意思表示によって不可分債権である場

合（民法四二八条）または法令もしくは当事者間の意思表示によって連帯債権である場合（民法四三二条）でない限りは、債権者間で何ら分割手続（共有物分割手続または遺産分割手続）を経ることなしに、債権それ自体の当然分割帰属——債権およびそこから生じる利益の最終的な分割帰属まで決定づけ、債権者間で之の不当利得返還請求等による調整の余地を残さない——までを認めるものであるか。しかし、仮にそうであるとすれば、民法四二七条については、可分債権の債務者に対する複数債権者による平等な権利行使を認める一方で、債権者間の内部関係が平等でない場合が生じる余地を一切排除することになる。しかし、この場合が生じる余地は通説的見解も認めている。³²⁾ 一方、翻って、分割債権の原則（民法四二七条）が債権およびそこから生じる利益の最終的な分割帰属まで決定づけるものであるとすれば、それに当たらない不可分債権（民法四二八条）および連帯債権（民法四三二条）の場合は、債務者から給付を受領した債権者は、債権者間に合意がない場合に、他の債権者に対し、どのような基準に基づき、どのような給付の義務を負うか、多数当事者の債権関係としては規定がないことになるという疑問も生じさせる（後述四二参照）。

そこで、分割債権の原則（民法四二七条）の妥当範囲およびそれが不可分債権（民法四二八条）等に与える影響について、裁判例を題材にして、具体的な問題点を確認する。

四 裁判例の検討

1 共同相続された預貯金債権

(1) 共同相続における分割債権の原則

分割債権の原則（民法四二七条）は、共同相続財産に属する可分債権の場合には、「相続分に応じて」（民法八

九九条）共同相続人に当然分割帰属するものとして適用されている⁽³³⁾。また、共同相続財産の場合には、遺産分割前の共同相続財産を共有と捉える見解によれば⁽³⁴⁾、可分債権の場合には、民法二六四条ただし書により、特別規定である民法四二七条が適用され、当然分割帰属という帰結に通じうる⁽³⁵⁾が、共同相続財産を合有（的）として捉える見解によれば、債権は可分不可分を問わず、当然分割帰属することはない⁽³⁶⁾。以下では、この論争には立ち入らず、判例の共有説に立つ場合を前提にしつつ、分割債権の原則（民法四二七条）が適用される射程を検証し、問題点を明らかにする。

(2) 分割債権の原則の適用が否定された例

(ア) 近年、共同相続された普通預金債権ならびに通常貯金債権および定期貯金債権が遺産分割の対象となるか否かが争われた事案で、【最大決平成二八年二月一九日】は、これらの債権の共同相続人への相続分に応じた当然分割帰属を認めた原審を破棄し、遺産分割の対象となることを認めた⁽³⁸⁾。この事案では、A（被相続人）が妹Bと養子縁組をし、老後の生活等も考え、Aの父Cから相続した財産の一部をB（その当時アメリカ在住）に贈与する等していた。しかし、BはAよりも先に平成一四年に死亡した。一方、Aは弟Dの長女Xと養子縁組したが、平成二四年に死亡した。Aの相続人は、養子Xと養子Bの代襲相続人であるYであった。Aの遺産（平成二五年八月三三日現在）は、①不動産（価額二八五万円余）、②普通預金二六五万円、③同六万八七二九円、④同二四五万七九五六円、⑤外貨普通預金三六万四六〇〇・六二ドル、⑥通常貯金七六二円、⑦定期貯金三万円であった。XはYを相手にAの遺産について遺産分割の審判を求めた。第一審は、遺産分割の対象となるのは前記遺産のうち①不動産のみであると解し、Aが生前Bにした贈与により、Yには約五五〇〇万円の特別受益が認められるとして、Xに①不動産を取得させる旨審判した⁽³⁹⁾。X・Yともに即時抗告し、第二審はX・Yの各抗告を棄却した⁽⁴⁰⁾。

Xの抗告を原審が許可した。

最高裁は、原判決を破棄・差戻しとした。理由は、①遺産分割では「共同相続人間の実質的公平を図る」ため、「被相続人の財産をできる限り幅広く対象とすることが望ましく」、遺産分割実務の観点からは「現金」と同様に、評価の「不確定要素」が少なく、具体的な遺産分割方法を定める際の「調整に資する財産」を遺産分割の対象とする要請も広く存在する。この意味で「預貯金が現金に近いもの」と認識され、実務運用されている⁽⁴¹⁾。②「預貯金債権が相続開始時の残高に基づいて当然に相続分に応じて分割され、その後口座に入金が行われるたびに、……入金額を相続分に応じて分割した額を合算した預貯金債権が成立すると解することは、預貯金契約の当事者に煩雑な計算を強いるものであり、その合理的意思にも反する」。③定期貯金債権については、それが「相続により分割されると解すると、それに応じた利子を含めた債権額の計算が必要になる事態を生じかねず、定期貯金に係る事務の定型化、簡素化を図るという趣旨に反する」。他方、仮に分割されると解しても、「同債権には……〔分割戻しの〕制限がある以上、共同相続人は共同して全額の払戻しを求めざるを得……ない」というものである。以上の説示に従い、「最高裁平成一五年(受 第六七〇号同 一六年四月二〇日第三小法廷判決・裁判集民事二一四号一三頁その他上記見解と異なる当裁判所の判例は、いずれも変更すべきである」とした。

本決定が提示するこれら①～③の理由は、すべて普通預金・通常貯金債権および定期貯金債権の性質を根拠とするものである。したがって、本決定はおよそ可分債権すべてについて遺産分割の対象としたものではなく、相続開始と同時に当然分割帰属する可分債権が存在する余地をなおも残している⁽⁴²⁾。その結果、判例変更の射程がどこまで及ぶかは不鮮明である。例えば、従来の判例が共同相続人への当然分割帰属を認めた不法行為による損害賠償債権⁽⁴³⁾、共同相続財産に属する賃貸不動産から遺産分割前に生じた賃料債権に本決定の射程が当然に及ぶとはいえない。

もつとも、本決定が普通預金・通常貯金債権および定期貯金債権について当然分割帰属を否定した前記①～③の理由のうち、②および③に着目すれば、本決定は「判例を変更して、普通預金債権及び通常貯金債権は最高裁昭和二十七年（オ）第一一九号同二十九年四月八日第一小法廷判決・民集八卷四号八一九頁にいう『可分債権』に当たらないとするものであると理解することができるとの解釈も成り立ちうる⁽⁴⁵⁾。この解釈によれば、本決定は、可分債権は当然分割帰属、不可分債権は遺産分割の対象となると解してきた従来の判例法理の一般的枠組は崩しておらず、判例変更の意義は普通預金・通常貯金債権および定期貯金債権を可分債権ではなくて不可分債権と解した点に限られることになる。

(イ) ちなみに、【最判平成二十九年四月六日】は、共同相続された定期預金債権および定期積金債権も相続発生と同時に共同相続人に当然分割帰属せず、遺産分割の対象となると解した⁽⁴⁶⁾。この事案では、被相続人A（平成二十二年二月死亡）が信用金庫Y（被告・控訴人・上告人）に対し、①出資金返還請求権五万円、②普通預金債権・③定期預金債権・④定期積金債権（平成二十三年五月現在②～④計三三〇五万余円）をもっていた。その原資はAの内縁の夫Cが経営するD社（被告補助参加人・上告補助参加人）からAが受けた報酬であった。相続人はAの子X（原告・被控訴人・被上告人）と同B（被告補助参加人・上告補助参加人）であり、XはYに対し、前記①～④を相続分に応じて当然に分割取得したと主張し、法定相続分相当額一六五五万円余の支払を請求した。第一審はXの同請求を認容し⁽⁴⁷⁾、第二審は、前記②の一部がDに帰属するとしたほかは、Xの請求を認容した⁽⁴⁸⁾。Y・B・Dの上告受理申立てに対し、最高裁は前記②～④について原判決を破棄し、自判した。②普通預金債権については、すでに前記最大決平成二十九年一月十九日のとおりであり、③定期預金は「預入れ一口ごとに一個の預金契約」が成立し、「預金者は解約しない限り払戻しができず」、契約上分割払戻しが制限されている。この制限は「一定期間内は払戻しをしないという条件」と共に定期預金の利率が高いことの前提となっており、「単なる特約ではな

く定期預金契約の要素」である。仮に定期預金債権が相続により分割されると解したとしても、同債権には上記の制限がある以上、共同相続人は共同して払戻しを求めざるを得ず、単独でこれを行使用する余地はないから、当然分割されると解する意義に乏しい。この理は、④積金者が解約をしない限り給付金の支払を受けることができず、ない定期積金についても異ならないものである。一方、前記①出資金返還請求権については、Y・B・Dが上告受理申立理由を提出せずに上告受理申立てが却下されたため、当然分割帰属が認められる結果となった。

すでに、定額郵便貯金債権については、法律上分割払戻しが制限されていることを根拠に、共同相続によって当然分割されないとする【最判平成二二年一〇月八日】⁽⁴⁹⁾があり、共同相続された預貯金債権の帰趨に関する判例法理は、普通預金債権・通常貯金債権、定期預金債権・定期貯金債権、定期積金債権、定額貯金債権とほぼ出揃ったところで、何れも当然分割帰属を否定し、遺産分割の対象となることを認めた。

(ウ)さらに、共同相続財産に属する債権について分割債権の原則の適用を否定した例として、株式は議決権等の共益権を含むゆえに当然分割されないとした【最判昭和四五年一月二三日】⁽⁵⁰⁾、個人向け国債は一単位毎に取り引きされ、それ未満の分割を予定していないゆえに当然分割されず、委託者指図型投資信託受益権、外国投資信託受益権も一口毎に取り引きされてそれ未満の分割を予定しておらず、かつ帳簿閲覧請求権等の監督的権限も含むゆえに当然分割されないとした【最判平成二六年二月二五日】⁽⁵¹⁾がある。さらに、【最判平成二六年一二月二日】⁽⁵²⁾は、共同相続された信託受益権から相続開始後に元本償還金・収益分配金が発生し、被相続人名義口座に入金された場合、その預り金返還請求権も、当然分割されず、遺産分割の対象となるとした。その理由につき、第一審判決は「相続開始時において相続財産の性質を判断すべきである」とし、相続開始時に共同相続人が本件信託受益権を相続分に応じて準共有していた以上、その後「金銭債権に転化したからといって相続開始時に遡って……分割される可分債権ではない」とした⁽⁵³⁾。第二審判決もこの論理を踏襲し、本件預り金債権は本件投資信託

の「代償財産として……遺産分割の対象となる」とした⁽⁵⁴⁾。これに対し、最高裁は、元本償還金・収益分配金請求権が本件信託受益権の「内容を構成するもの」である点に、当然分割されない理由を求めた⁽⁵⁵⁾。そうであるとすれば、信託受益権自体が共同相続人に当然分割されない理由を再確認する必要がある。すでに【最判平成二六年二月二五日】は、委託者指図型投資信託受益権が、①口数単位であることと、②帳簿閲覧請求権等の監督的権限を含むことを当然分割の障碍事由とした⁽⁵⁶⁾。しかし、同信託受益権が満期となり、それまでの収益分配金と元本償還金の支払請求権に転化した時点で、前記障碍事由①・②は消滅する。したがって、元本償還金等請求権が同信託受益権の「内容を構成するもの」という【最判平成二六年二月二二日】の説明は、当然分割を否定するのに十分説得的な理由とはいえない。あえて現在の判例法理の下で、この帰結を根拠づけるとすれば、預貯金債権について【最大決平成二八年一月一九日】が判示したように、①a 金銭債権である預り金返還請求権も、現金同様に評価の不確定要素が少なく、遺産分割の際の調整財産とする要請が高いこと、および② 預り金口座に入金がある度に相続分に応じて分割することが当事者に煩雑な計算を強い、その合理的意思に反することの妥当性を検討せざるをえないであろう。

(3) 分割債権の原則の適用を認めた例

この観点から、従来の判例が分割債権の原則の適用（共同相続人への当然分割帰属）を肯定した例を検証した場合、その理由は首尾一貫しているであろうか。

(ア) まず、不法行為による損害賠償請求権が共同相続された場合に分割債権になると判断した【最判昭和二九年四月八日】⁽⁵⁷⁾は、加害者に対する請求権であり、金融機関に対する預貯金債権と異なり、現金のような調整財産性は認め難く、また不法行為による損害賠償請求権であるから、債権残高の変動に伴う再分割の煩雑性は問題

にならなかつた事案である。

(イ) また、遺産中の不動産を遺産分割前に共同相続人全員の合意で第三者に売却した場合における代金債権は、各共同相続人に持分に応じて当然分割されると判断した【最判昭和五二年九月一九日】⁽⁵⁸⁾も、他の共同相続人の委任に基づいて買主から代金全額を取得した共同相続人の一人に対し、他の共同相続人がその持分に応じた代金債権に基づいて代金の引渡請求(民法六四六条一項前段)を認容した原判決を認容したものであり、当該債権に遺産分割の調整財産性や債権残高の変動に伴う処理は問題にならない事案であつた。

(ウ) なお、貸金債権が共同相続された場合、分割債権になるとした【大判昭和七年三月三〇日】⁽⁵⁹⁾では、共同相続人の一人が債務者に対し、分割債権の原則(民法四二七条)に従つて自己が取得した部分の履行を請求したが、債務者が他の共同相続人に全額弁済したとの主張を容れて請求を棄却した原判決に対し、当該共同相続人などのような資格で弁済を受領したかを確定せずには、分割債権の履行を請求する共同相続人の債務消滅を論じることができないとして、破棄・差戻しとした。この事案も、問題になつている債権は、債務者に対する、すでに行われた貸金の清算の場面であり、遺産分割の調整財産性および債権残高の変動による再調整は問題にならない事案である。⁽⁶⁰⁾

(エ) さらに、遺産分割前の共同相続財産である賃貸不動産から生じた賃料債権が当然分割債権になることを認めた【最判平成一七年九月八日】⁽⁶¹⁾は、遺産分割の確定後において、当該賃貸不動産を取得しなかつたが、共同相続人全員の合意の下にその賃料を保管していた共同相続人に対し、当該賃貸不動産を遺産分割で取得した共同相続人が、当該賃貸不動産からの賃料債権も相続開始時に遡つて取得したと主張して、預託金返還請求をしたものである。判旨は、この預託金返還請求権を認容した原判決を破棄し、各共同相続人の相続分に依つて分割単独債権として清算すべきであるとし、破棄・差戻しとした。遺産分割後の争いであり、当該賃料債権には遺産分割

の調整財産機能は期待されておらず、債権額の変動に伴う再調整も問題にならない事案であった。

(4) 分割債権の原則の妥当範囲

こうしてみると、共同相続された債権について分割債権の原則が適用される事案(前述③)は、たとえ判例の共有説に立脚する場合であっても、相当に限られたものであることが分かる。しかも、これらの事案は、分割債権の原則によらずとも、債権の準共有としたうえで、各債権者が共有物分割請求(民法二五六条一項)をすれば、比較的容易に現物分割(民法二五八条)を認めうるものと解され、当然分割を認めないとしても解決可能であるように思われる。

ちなみに、債権の共同相続の場合ではないが、分割債権の原則(民法四二七条)を適用した例をみると、(ア)共有物たる土地に無権原で建物を建てて損害を与えている第三者に対する損害賠償請求権は、共有者間で分割債権となることを認めた【最判昭和五年九月七日】⁽⁶²⁾がある。これは、確定した額の金銭債権について、各債権者の持分に応じた支払請求が問題になった事案であり、債権の準共有を認めただうえで、債権者が共有物分割請求すれば、現物分割を比較的容易に認めることもできたと解される。

もっとも、(イ)共有物を収用された場合における対価支払請求権は、共有者間で分割債権となとした【大連判大正三年三月一〇日】⁽⁶³⁾は、共有地を河川改修工事用地として収用した事業者(収用者)から、損失補償金を取得した一部共有者($Y_1 \sim Y_9$)に対し、他の共有者($X_1 \sim X_3$)がその持分に応じて共有物分割請求(民法二五八条)をした興味深い事案である。原判決はこれを認容した。しかし、本判決は、 X らの権利は可分債権であり、民法四二七条に基づいて分割された債権に基づき、その者のために補償金を受領した Y らに対し、民法六四六条による受領物引渡請求をするものにほかならず、これについて民法二五八条に基づく共有物分割請求を認め、 Y

らによる債権の消滅時効の抗弁を排斥したのは違法であるとして、破棄・差戻しとした。本判決は、民法四二七条が民法二五八条の適用を排除するものと解しており、前述した通説の見解に立つものである。⁶⁴ 本事案は、まさに複数の債権者間における債権の帰属問題と債権の効力問題との関係理解が、問題解決の鍵を握るものとして正面から問われたものといえる。原判決は、「債権に対する支配の面」について債権の準共有を認める立場（前述三二参照）または債権の準共有の問題を多数当事者の債権関係の問題とは別レベルの制度とみる立場（前述三三参照）に親和的であるとみられる。もつとも、債権の準共有に基づく分割請求であつても、債権に対する持分に基づくものである以上、不当利得返還請求権の消滅時効の抗弁は可能であると解する余地もある。この意味で、判旨に対しては分割債権の原則のドグマが強く支配していたことを窺わせる。

2 共有物の賃料債権

(1) 分割債権の原則が適用されない場合

つぎに、分割債権の原則を適用しないと解した裁判例を題材に、債権の準共有と多数当事者の債権関係の相互関係について検討する。債権者が複数ある場合において、分割債権の原則（民法四二七条）が適用されないときは、それが債権の性質上給付が不可分であることによるならば不可分債権の規定（民法四二八条、四二九条、四三一条）が適用され、給付の性質上可分であるが、法律の規定または当事者の意思表示によって連帯して債権をもつとされたときは連帯債権の規定（民法四三二条～四三五条の二）が適用される。その場合における不可分債権者ないし連帯債権者間の関係（いわゆる内部関係）については多数当事者の債権関係に規定がなく、準共有の規定との関係が問題になる。また、不可分債権（および連帯債権）の規定と準共有の規定は適用場面を異にし、債権に対する支配の面では準共有の規定によるべきであるとの見解もあることは、既述のとおりである。⁶⁵ 判例には、

売買予約完結権の準共有を認め、民法四二七条は適用されず、債権者全員による共同行使（民法二六四条、二五一条参照）を要するとした例がある。⁽⁶⁶⁾

(2) 共有物を賃貸した場合の賃料債権

以下では、不可分債権の規定と準共有の規定の関係について、賃借人から賃料を全額受領した共同賃貸人の一人が、他の共同賃貸人などのような法律関係に立つかが問題になった事例を題材にして、検討を進める。

X・Y・Aは建物を共有していた（持分はXが約六〇・三％、Yが約二三・二％、Aが約一六・五％）。Yは、平成二四年、XおよびAに対して遺留分減殺請求訴訟を提起し、平成二五年一月八日、①Aが一一九九万円余、②XおよびAが一五万円余をそれぞれYに支払うこと等を命じる仮執行宣言付き判決（以下、遺留分減殺認容判決）を得た。XおよびAは、平成二五年から平成二六年にかけて、本件建物の①地下一階をB、②一階と駐車場をC、③a号室をD、④β号室をE、⑤γ号室をF、⑥δ号室をG、⑦ε号室をHとIにそれぞれ賃貸した。賃料は、各賃借人がJ会社の普通預金口座に振り込むものとされた。Yは遺留分減殺請求認容判決を債務名義とし、X・Aを債務者、本件賃貸借契約の賃借人Bら（ε号室はH）を第三債務者とする本件建物賃料債権の差押えを申し立て、平成二五年一月九日、債権差押命令（以下、本件差押命令）を得た。請求債権額は、①Xに対しては一五万円余と執行費用の合計一六万円余、②Aに対しては一一九九万円余と利息および一五万円余と執行費用の合計一四二四万円余であった。差押債権は債務者X・AがBら各第三債務者に対してもつ本件建物の賃料債権であり、本件差押命令送達日以降支払期が到来する分前から前記請求債権額に満つるまで、他に賃借人がある場合は賃貸人各自の賃料債権は相互に不可分債権の関係にあるものとして差し押さえた。Yは本件差押命令に基づき、平成二六年一〇月までに、第三債務者Bらから合計六三三万円余を取り立てた。

これに対し、Xは、①本件建物の賃料債権は可分債権であり、本件建物のX・Y・Aの各持分割合に応じて各人に分割帰属し、Xの持分割合に相当する本件取立金(約六〇・三%×六三三万円余≒三八二万円余)をYのXに請求債権額(一一六万円余)に充当すると、Xの債務は消滅し、すでに回収済みといえるから、Xに対する強制執行は許されない旨の請求異議を申し立てた(甲事件)。また、Xは、Yが平成二六年一〇月三一日時点で、Xの持分割合に相当する前記取立金(三八二万円余)からYのXに対する前記請求債権額(一一六万円余)を控除した部分を法律上の原因なしに不当利得しているとし、同控除後の二六五万円余と遅延損害金等の支払を請求した(乙事件)。

これについて、【東京地判平成二七年九月三〇日】は、本件賃貸借契約においては、各賃借人は、賃料を一つの預金口座に全額を振り込んで支払うものとされ、XおよびAに対して、その共有持分割合に従って分けて弁済すべきなどの定めがされていないことに照らすと、本件賃貸借契約に係る賃料債権については不可分債権とする合意(少なくとも黙示の合意)があると認めるのが相当であるとした。そのうえで、本件賃貸借契約に係る賃料債権を不可分債権として差し押さえ、第三債務者から取り立てたYは、「本件取立金全額を適法に保持する権原」をもつとし、「債権者が取立金を複数の債務者との関係で、どのように分配して債権に充当するかは、債権者が自由に決し得る事柄である」と解した。したがって、本件でもYは、Xとの関係では、XおよびAの本件建物の共有持分割合に拘束されることなく、本件取立金の全額を、YのAに対する債権に充当することができる(もつとも、XとAとの内部的合意の内容によってはXのAに対す、不当利得返還請求権が成立しうる)とし、Xの請求を棄却した⁽⁶⁷⁾。

本判決は、本件賃料債権を不可分債権と性質決定したうえで、賃料債権の準共有に触れることなく、給付を受領した不可分債権者は、分割債権の原則が適用されないことの反対解釈として、他の債権者への分配を考慮する

ことなく、自己の債権の弁済に充てることを認めている。これは不可分債権の規定を含む多数当事者の債権関係の規定が適用される場合には、準共有の規定は適用されないとの理解を前提にしているようにみえる。

(3) 給付を受領した不可分債権者との関係

共有物を賃貸した場合の賃料債権を不可分債権とみる解釈は、多くの支持を得ている。⁽⁶⁸⁾理由は、共有物の賃借人が賃借人に使用・収益させる給付義務は不可分債務であるから、それと対価関係に立つ賃料債権も、特段の事情のない限り、不可分債権と解するのが相当だからである。もし賃料債権が分割債権であるとすると、賃借人は賃貸人の一人に賃料全額を支払っても、他の賃貸人に対する関係で債務不履行の責任を問われるおそれがあり、それを避けるためには全債権者を探索する不便を忍ばなければならないことになる。⁽⁶⁹⁾

改正民法は、不可分債権の成立を債権の目的が性質上不可分である場合に限定する一方(改正民法四二八条)、債権の目的が性質上は可分であるが、法令または当事者の意思表示によつて数人が連帯して債権をもつ場合を連帯債権とし(改正民法四三二条)、連帯債権者の一人と債務者との更改・免除(改正民法四三三条)、相殺(改正民法四三四条)、混同(改正民法四三五条)を絶対的効力事由とした。このうち、更改・免除および混同の絶対効は不可分債権に準用されず(改正民法四二八条)、絶対的効力事由が強化されている。連帯債権の方が不可分債権よりも債権者間の共同性が強いことの反映であると解される。⁽⁷⁰⁾共有物が賃貸された場合の賃料債権も、当事者の合意内容に照らし、連帯債権と解釈する余地もある。

不可分債権者または連帯債権者の一人が債務者から弁済を受けた場合、債務者の弁済は有効になるが(民法四二八条、四三二条)、他の不可分債権者との法律関係がどうなるかに関しては民法に規定がない。学説上は不可分債権の「内部関係」として、不可分債権について単独で履行を受けた債権者は他のすべての債権者に対し、内部

関係の割合に応じて受領した給付を分与すべきであり、その割合は、各場合の事情によるが、特別の事情がなければ、平等と推定すべきであると解されている。⁽⁷¹⁾ この解釈によれば、【東京地判平成二七年九月三〇日】(前述②)が、不可分債権者の一人が債務者から取り立てた取立金につき、「本件取立金全額を適法に保持する権原を有している」とし、その不可分債権者がこれを他の不可分債権者との関係で「どのように分配して債権に充当するかは、債権者が自由に決し得る事柄である」ゆえに、他の不可分債権者に対する債権に充当できるとした判断には、再検討の余地がある。

(4) 債権の共同所有(帰属)の問題と多数当事者の債権関係の問題

ある債権が複数の債権者に帰属する場合、①当該債権の目的である給付が最終的に各債権者にどのように帰属するかという債権の目的給付の帰属レベルの問題と、②当該債権が債務者に対しておよび債権者相互間においてどのような効力をもつかという債権の効力レベルの問題とを識別することが可能であるし、識別すべきである。その際、目的給付の帰属先の問題については、共同債権関係を共有的帰属・合有的帰属・総有的帰属に類型化する考え方が一般的である。⁽⁷²⁾ もっとも、債権の共有・合有・総有という概念化にはその曖昧さに対する批判もあり、民法二六四条ただし書の「特別の定め」に当たる民法四二七条・四二九条により、債権については共有規定を準用する(準「共有」という)必要はないとの見解もある。⁽⁷³⁾ しかし、この立場も、不可分債権について「内部関係の割合」(当事者の合意によるが、合意がなければ平等)の存在を認め、弁済を受けた債権者はこの内部関係の割合に応じて他の債権者に利益を分与しなければならぬとしている。⁽⁷⁴⁾ この内部関係はとりも直さず、債権の目的給付の帰属レベルにおける債権者間の準共有の持分関係にはかならないのではなからうか。もっとも、不可分債権者または連帯債権者の一人について生じた事由が他の債権者に対してどのように影響を与えるかの規定(民法四

二八条・四二九条、四三三条、四三三条、四三五条の二）は、債権の目的給付の最終的帰属（民法四二九条・四三三条にいう債権者に「分与されるべき利益」）によっても影響を受けることから、債権の効力の問題と債権の目的給付の最終的帰属の問題が規定上完全に無関係なものになっているとはいえない。しかし、債権の効力に関する規定は債権の目的給付の最終的帰属関係を全面的にカバーする特別規定にはなっていない。

そして、共有物の賃料債権が不可分債権または連帯債権であるとしても、当該債権の目的である給付（賃料）が最終的に債権者の誰に、どのように帰属するかという問題を回避することはできない。しかも、それについての定めは、多数当事者の債権関係ではなく、債権の複数主体への共同的帰属の問題であり、民法二六四条を介して、一定の共有規定の準用をスキップすることはできないものと解される。例えば、内部関係の基準となる持分平等の推定（民法二五〇条）である。通説的見解が、当事者の合意がなければ平等と推定する「内部関係の割合」は、ほかならぬ民法二六四条（準共有）を介した民法二五〇条の準用によるものと解すべきである。その結果、共有物の法定果実（民法八八条二項）は、共有物（元物）の持分割合に従って共有者に帰属しているゆえに、それを取得した債権者はその持分割合に従い、他の持分権者に収取金を不当利得として返還する義務を負うものと解される。【東京地判平成二七年九月三〇日】（前述②）の事案では、Yが第三債務者たる賃借人Bから取り立てた六三三万円余は、X・Y・Aの建物共有持分の割合（六〇・三％、二三・二％、一六・五％）に従い、Xに三八二万円余、Aに一〇四万円余を返還する債務を負い、YはこれとXに対する一六六万円余の、Aに対する一四二四万円余の遺留分減殺請求権と相殺することが認められるにとどまるものと解される。

五 結 語

以上の検討の結果、債権者が複数存在する場合には、分割債権の原則が適用される場合も、それが適用されない不可分債権または連帯債権の場合も、つねにいったんは債権の準共有（民法二六四条）の状態が発生するものと解される。そのうえで、債権の目的に応じて、債権の管理、処分、分割等が行われる。そして、債権の目的である給付が可分であっても、ただちに複数の債権者に当然分割帰属するわけではない。例えば、数人が共同で他人の事務を管理した場合における費用償還請求権、数人が共同で貸し付けた金銭の返還請求権等についても、いったん債権の準共有が生じ、債権の目的に従い、ただちに現物分割され、準共有状態が終了するものもあれば、遺産に属するものは遺産分割手続に移行するものも、準共有状態が継続するものもあるとみられる。その際には、債権の目的の性質、当事者間の合意または法律の規定により、不可分債権（民法四二八条）または連帯債権（民法四三二条）の関係が生じることもある。このようにみると、起草者および通説的見解が想定した以上に、債権の準共有が生じる場面は広く、その一方で、分割債権の原則（民法四二七条）が適用される場面は相当に限られたものとなるのではなからうか。共同相続財産に含まれる預貯金債権の当然分割帰属を否定した判例（前述四一(1)参照）も、その一例とみることができる。他方、不可分債権および連帯債権の規定が適用される場面であっても、債権者の一人が債務者から受領した給付の分配を他の債権者が請求する場合（前述四二(2)参照）のように、債権の準共有との関係を無視することができない。この問題は、分割債権の場合も生じる（前述四一(4)参照）。その請求権の法的性質が共有物分割請求権か、不当利得返還請求権か、受任者に対する受取物引渡請求権か、消滅時効等も絡んで問題になる。

このように分割債権、不可分債権および連帯債権のいずれについても、債権の準共有との関係を明確に定める

作業は未完成であるといえよう。将来的には、多数当事者の債権関係の規定と債務関係の規定を分離し、多数当事者の債権関係を債権の準共有に続けて、債権者複数の場合における債権の帰属および効力について一連の規定を設けることも、考えられる選択肢の一つかも知れない。

- (1) 末弘嚴太郎『物権法 上巻』(有斐閣、一九二二)四二二頁、我妻栄『有泉亭補訂』新訂 物権法』(岩波書店、一九八三)三三六頁。
- (2) 我妻栄『新訂 債権総論』(岩波書店、一九六四)三七五頁、三七九～三八二頁、奥田昌道『債権総論(増補版)』(悠々社、一九九二)三二九頁、三三三～三三四頁、山田誠一「団体、共同所有、および、共同債権関係」星野英一編集代表『民法講座 別巻1』(有斐閣、一九九〇)三四一頁、三四九頁。
- (3) 我妻・前掲(注2)三八二～三八五頁、奥田・前掲(注2)三三二～三三三頁。
- (4) 後述四参照。
- (5) 法務大臣官房司法法制調査部監修『日本近代立法資料叢書2 法典調査会 民法議事速記録二(商事法務研究会、一九八四)一五六頁(以下、「民法議事速記録二」として引用する。また、原文の片仮名は平仮名にした(以下同じ))。
- (6) 民法議事速記録二・前掲(注5)一五七頁。
- (7) ちなみに、現行民法二六四条の原案である本条は、明治二七(一八九四)年九月二五日に審議されたが、現行民法四二七条の原案四二八条以下は、明治二八(一八九五)年二月五日に審議された。
- (8) 法務大臣官房司法法制調査部監修『日本近代立法資料叢書3 法典調査会 民法議事速記録三(商事法務研究会、一九八四)一四九頁(以下、「民法議事速記録三」として引用する)。
- (9) 民法議事速記録三・前掲(注8)一五〇頁。
- (10) 民法議事速記録三・前掲(注8)一五〇～一五一頁。
- (11) 民法議事速記録三・前掲(注8)一五一～一五二頁。

- (12) もっとも、債務者丙が甲乙から同時に請求されたときは、両者に半分ずつ(二五円ずつ)払うことができ、債権者甲乙も「矢張り半分づ、の権利しか本条に依て持たない」と答えている。民法議事速記録三・前掲(注8)一五三頁。
- (13) 民法(債権関係)の改正に関する中間試案(平成二五年二月二六日)一六・六(1)本文「同一の債権について数人の債権者がある場合において、当該債権の内容がその性質上可分であるときは、各債権者は、分割債権を有するものとする」および同一六・七「分割債権を有する数人の債権者は、当事者間に別段の合意がないときは、それぞれ等しい割合で権利を有するものとする」は、民法(債権関係)の改正に関する要綱案のたたき台(2)(平成二五年九月一七日法制審議会民法(債権関係)部会資料六七A)の段階で取り入れられず、要綱仮案(平成二六年八月二六日)以降も取り上げられなかった。
- (14) 松尾弘『債権法改正を読む』(慶應義塾大学出版会、二〇一七)九八頁参照。
- (15) 民法議事速記録三・前掲(注8)一五四〜一七二頁参照。
- (16) 民法議事速記録三・前掲(注8)一七二〜一七三頁。
- (17) その立法経緯に関し、簡潔にはあるが、松尾・前掲(注14)九八〜一〇二頁参照。
- (18) 梅謙次郎『訂正増補 民法要義 卷之二 物権編』(有斐閣、一九一一)二二三頁(片仮名を平仮名にし、濁点を付した。以下同じ)。
- (19) 梅・前掲(注18)二二四頁。
- (20) 例えば、共有者の持分は等しいものと推定する民法二五〇条は、民法四二七条により、債権については準用する必要があることになる(梅・前掲(注18)二二三〜二二四頁)。
- (21) 末弘・前掲(注1)四二二頁、我妻・前掲(注1)三三六頁、於保不二雄『債権総論(新版)』(有斐閣、一九七二)二〇七頁、中田裕康『債権総論(第三版)』(岩波書店、二〇一三)四三〇頁。
- (22) 舟橋諄一『物権法』(有斐閣、一九六〇)三九四頁。
- (23) 奥田・前掲(注2)三三一頁。
- (24) これを認めた判例については、後述四参照。

- (25) 潮見佳男『新債権総論Ⅱ』（信山社、二〇一七）五六四～五六五頁。
- (26) 梅・前掲（注18）二二三～二二四頁参照。
- (27) この帰結は、通説の見解によっても認められている。例えば、我妻・前掲（注2）三九四～三九五頁。後述四1参照。
- (28) 潮見・前掲（注25）五六四～五六五頁。
- (29) 潮見・前掲（注25）五六四～五六五頁。
- (30) この帰結は、通説の見解によっても認められている。我妻・前掲（注2）三九九頁。
- (31) 我妻・前掲（注2）三九九頁。
- (32) 我妻・前掲（注2）三九四～三九五頁など。前掲（注27）および該当本文参照。
- (33) 大判大九年二月二日民録二六輯二〇六二頁、大判昭和十四年三月二四日法律新聞四四〇九号一六頁、最判昭和十九年四月八日民集八卷四号八一九頁、最判昭和三十年五月三十一日民集九卷六号七九三頁、最判平成十六年四月二〇日裁判集民事二一四号一三頁。その際、「相続分」の意味は、相続分の指定（民法九〇二条）、特別受益（民法九〇三条）および寄与分（民法九〇四条の二）を考慮する必要がないときは、法定相続分を意味するものと解されている。
- (34) 起草者の見解（梅謙次郎『民法要義 卷之五 相続編』（有斐閣、一九一三）一一二頁）、判例（最判昭和二十九年四月八日民集八卷四号八一九頁、最判昭和三十年五月三十一日民集九卷六号七九三頁ほか）は共有説に立つことを明確にした。現在の判例もこの立場を維持している（例えば、最大決平成二八年二月一九日民集七〇卷八号二二二頁は、共同相続人による共同相続財産の「共有が基本的には同（民）法二四九条以下に規定する共有と性質を異にするものでない」とし、前掲最判昭和三十年五月三十一日を参照引用する）。
- (35) 「共有説を前提とするかきり、この結果は不可避である」とされる。谷口知平・久貴忠彦編『新版 注釈民法(27)（有斐閣 一九八九）一五〇頁（宮井忠夫・佐藤義彦）。
- (36) 中川善之助・泉久雄『相続法（新版）』（有斐閣、一九七四）二〇五～二〇六頁。
- (37) なお、共有説か含有説かを一般的・抽象的に論じることがは実質がなく、生産的でないとする立場が増えている。谷口・久貴編・前掲（注35）一四七～一四八頁（宮井・佐藤）。
- (38) 最大決平成二八年二月一九日民集七〇卷八号二二二頁。

- (39) 大阪家審平成二六年一月二日金判一五〇八号二二頁。
- (40) 大阪高決平成二七年三月二日金判一五〇八号二二頁。
- (41) 現金は、共同相続によって相続人に当然分割帰属せず、遺産分割の対象になると解されている（最判平成四年四月一日〇日家月四四卷八号一六頁）。
- (42) 岡部喜代子裁判官補足意見。「多数意見の結論は、預貯金債権について共同相続が発生した場合に限って認められるもの」である一方、「当然に分割されると考えられる可分債権はなお各種存在し」、その場合には、「分割された可分債権の額をも含めた遺産総額を基に具体的相続分を算定し〔民法九〇三条、九〇四条の二〕、当然分割による取得額を差し引いて各相続人の最終の取得額を算出すべきである」とする。
- (43) 最判昭和二九年四月八日民集八卷四号八一九頁。
- (44) 最判平成一七年九月八日民集五九卷七号一九三一頁。
- (45) 大橋正春裁判官意見。そのうえで、大橋裁判官は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割される可分債権を遺産分割において一切考慮しないという現在の実務（分割対象外説）を批判し、可分債権を含めた相続開始時の全遺産を基礎として各自の具体的相続分を算定し、これから当然に分割されて各自が取得した可分債権の額を控除した額に於いてその余の遺産を分割し、過不足は代償金で調整するという意味での分割時考慮説を提示する。
- (46) 最判平成二九年四月六日判時二二三三七号三四頁。
- (47) 京都地判平成二七年二月六日金判一五一六号二三頁。
- (48) 大阪高判平成二七年一月一日金判一五一六号一九頁。
- (49) 最判平成二二年一〇月八日民集六四卷七号一七一九頁。
- (50) 最判昭和四五年一月二日民集二四卷一号一頁。
- (51) 最判平成二六年二月二日民集六八卷二号一七三頁。
- (52) 最判平成二六年二月二日判時二二五一号三五頁、金判一四六三号三四頁。
- (53) 徳島地判平成二三年一月二日金判一四五八号二三頁。
- (54) 高松高判平成二四年九月一日金判一四五八号二二頁。

- (55) 前掲(注52) 最判平成二六年一月二日。
- (56) 前掲(注51) 最判平成二六年二月二五日民集六八卷二号一七三頁。
- (57) 最判昭和二年四月八日民集八卷四号八一九頁。
- (58) 最判昭和五年九月一九日家月三〇卷二号一一〇頁、判時八六八号二九頁。
- (59) 大判昭和七年三月三〇日大審院裁判例六卷民九二頁。
- (60) もっとも、これは分割債権の原則が債務者に不便を与える可能性を示唆する事案でもある。この点も考慮に入れ、複数人が資金を調達して債務者に事業資金を貸し付けるような場合は、不可分債権ないし連帯債権が成立するものと解される。我妻・前掲(注2)三八八頁参照。
- (61) 最判平成一七年九月八日民集五九卷七号一九三一頁。相続開始から遺産分割の間に「遺産である賃貸不動産を使用中管理した結果生ずる金銭債権たる賃料債権は、遺産とは別個の財産といふべきであつて、各共同相続人がその相続分に応じて分割単独債権として確定的に取得するものと解するのが相当である。遺産分割は、相続開始の時にさかのぼってその効力を生ずるものであるが、各共同相続人がその相続分に応じて分割単独債権として確定的に取得した上記賃料債権の帰属は、後にされた遺産分割の影響を受けない」とした。
- (62) 最判昭和五年九月七日判時八三一号三五頁。共有地の不法占拠による損害賠償請求の事案で、債権者(共有持分四分の三の X_1 と同四分の一の X_2)は後に同共有持分権を X_3 に譲渡)および債務者($Y_1 \cdot Y_2$)ともに複数の事案である。 $Y_1 \cdot Y_2$ が連帯して $X_1 \cdot X_2$ 各自に対して賃料相当損害金の二分の一の支払義務があるとした原判決について、 X_2 に対して賃料相当損害金の四分の一を超えて損害賠償請求を認容した部分を一部破棄・自判した。
- (63) 大連判大正三年三月一〇日民録二〇輯一四七頁。
- (64) 前述三一参照。
- (65) 舟橋・前掲(注22)三九四頁および該当本文参照。
- (66) 大判大正一二年七月二七日民集二卷五七二頁、大判大正一三年八月二九日法律新聞二三〇八号一六頁。
- (67) 東京地判平成二七年九月三〇日金法二〇四四号七五頁(確定)。
- (68) 東京地判昭和四五年七月一六日判時六一三三六九頁、東京地判昭和四七年一月二二日判時七〇八号五九頁、神

戸地判昭和五三年一月二九日判タ三九四号二二八頁、大阪高判平成元年八月二九日判タ七〇九号二〇八頁（賃貸土地が共同相続された場合）。

(69) 水野智幸「判批」判タ七三五号九一頁参照。もつとも、不可分債権と解した場合、債務者が一人の債権者に弁済したときは、他の債権者が満足を得られない危険性もあり、安易に不可分債権と解することが債権者にとって不公平にならないかを考慮する必要がある（奥田・前掲（注2）三四〇頁）。債権者間に緊密な主観的共同関係が存在する場合にのみ可分給付の不可分債権性を認めるべきであるとの指摘（椿寿夫「複数債権者と分割原則」同『民法研究 I』（第一法規、一九八三）一〇二頁、西村信雄編『注釈民法(1)』（有斐閣、一九六五）三二二頁（椿寿夫））もある。この観点からは、当該債権者多数の債権関係が、①債務者の弁済の便宜をより考慮すべき関係であるか、②債権者間の利益分配をより考慮すべき関係であるかという点にも留意が必要である。

(70) ちなみに、旧民法債権担保編七四条〜八五条には連帯債権の規定があった。債権者の一人に生じた事由につき、不可分債権よりも絶対的効力が認められることが多い。中田・前掲（注21）四三六頁、淡路剛久『債権総論』（有斐閣、二〇〇二）三三〇頁参照。

(71) 我妻・前掲（注2）三九九頁、於保・前掲（注21）二二八頁、林良平∥石田喜久夫∥高木多喜男『債権総論』（改訂版）（青林書院新社、一九八二）三五八頁等。

(72) 山田・前掲（注2）三四九頁、渡辺達徳∥野澤正充『債権総論』（弘文堂、二〇〇七）一六〇頁参照。

(73) 中田・前掲（注21）四三〇頁参照。

(74) 中田・前掲（注21）四三九頁。